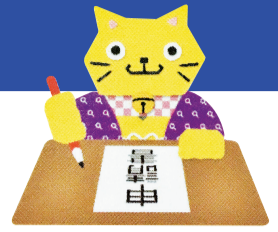


釧路市プレミアム付商品券購入引換券交付申請は、1月31日(金)まで! ～申請受付期間を延長しています～



購入対象になると思われる方に「釧路市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」を送付しています。

申請期限を1月31日(金)まで延長していますので、購入引換券の交付を希望される方は、申請期限までに申請してください。

◆申請について

●申請方法

- 【郵送】申請書に同封している返信用封筒を使用してください。返信用封筒には必ず84円分の切手を貼付の上、投函してください。
- 【持参】市役所防災庁舎1階特設窓口、阿寒町行政センター市民課、音別町行政センター市民課（午前9時～午後5時。土・日曜日、祝日は除く）

●申請期限 **1月31日(金)必着**

※申請書審査後、購入対象者には「購入引換券」を順次送付しています。なお、購入引換券の再発行はできませんので、大切に保管してください。

◆商品券の販売等について

販売場所、販売期間、使用期間、参加店舗など、詳しくは釧路商工会議所ホームページ（<https://www.kuhcci.or.jp/>）をご覧ください。

問合せ先

「釧路市プレミアム付商品券」の申請に関すること
市役所地域福祉課（プレミアム付商品券事業）（☎65-7613）
午前8時50分～午後5時20分（土・日曜日、祝日は除く）
プレミアム付商品券の制度に関すること
内閣府プレミアム付商品券専用ダイヤル（☎0570-02-2036）
午前9時～午後6時（土・日曜日、祝日は除く）
※IP電話の場合（☎050-3538-4557）

市民意見提出手続条例に基づき、皆さんの意見を募集しています

●市民意見提出手続条例（パブリックコメント）に関するお問い合わせは、市役所市民協働推進課（☎31-4504）へ。

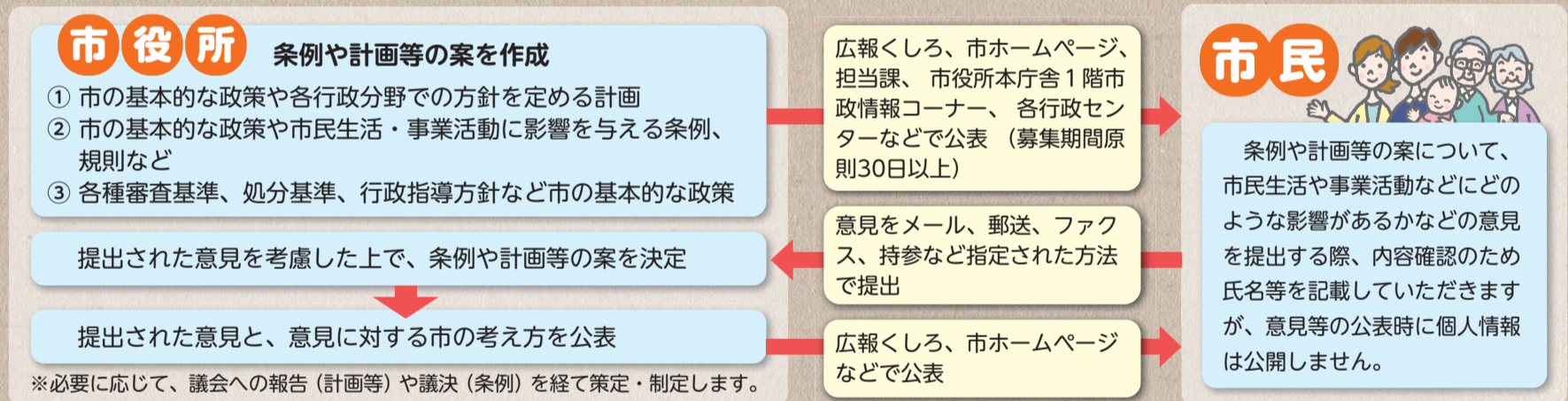
皆さんのご意見をお寄せください

市民意見提出手続条例（パブリックコメント）とは？

市民参加と協働のまちづくりをより一層進めるため、市民生活や事業活動などに影響がある条例や重要な計画等を策定するに当たって、その案を公表して広く市民の皆さんから意見などを募集し、寄せられた意見なども参考にして内容を決定していく制度です。

また、寄せられた意見などに対しても、市の考え方を公表していきます。

市民意見提出手続の流れ



●下記の素案の詳しい内容は、各公表場所に備え付けの資料か市ホームページをご覧ください。※募集期間については、変更になる場合があります。

	釧路市営住宅条例および同条例施行規則の一部改正	第2期釧路市子ども・子育て支援事業計画の策定	保育所等の利用者選考に係る「保育の優先利用基準」の見直しについて	第2期釧路市中央図書館基本計画の策定
内容	連帯保証人を確保できないために市営住宅に入居できない事態がないよう、入居の際に入居条件としている連帯保証人の規定を廃止するため、本条例および同条例施行規則の一部を改正するもの。	同計画は、今後の子ども・子育て支援の各施策・事業を計画的に推進するための計画。今年度、現行の計画期間が終了することから、新たに令和2年度～令和6年度を計画期間とした計画を策定するもの。	保育の利用に当たっては、保護者が保育の必要性の認定を受けた上で、優先利用基準に基づき選考を行い、利用できることとなるが、その基準について改正を行うもの。	同計画は、変化の激しい社会の中で、釧路市が目指す図書館の在り方を明らかにし、図書館の機能と資源を生かすことで、市民と共に育む豊かな図書館活動を実現することを目的として策定するもの。
募集期間	～1月下旬	～1月23日(木)	～1月下旬	～1月23日(木)
素案の公表場所	【共通】市役所本庁舎・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ			
	市役所本庁舎5階住宅課	市役所防災庁舎3階こども育成課保育担当		MOO4階市教委生涯学習課、中央図書館
意見の提出方法	住所、氏名（団体名）、電話番号を記入の上、メール、郵送、信書便、ファクス、持参で提出してください。様式は問いません。			
提出・問合せ先	市役所住宅課（〒085-8505黒金町7-5 ☎31-4564 ☎24-0581 ☒jyu-jyuutaku@city.kushiro.lg.jp）	市役所こども育成課保育担当（〒085-8505黒金町7-5 ☎31-4541 ☎22-5674 ☒ko-hoiku@city.kushiro.lg.jp）		市教委生涯学習課（〒085-0016錦町2-4 ☎31-4579 ☎22-9096 ☒sh-shougaigakushuu@city.kushiro.lg.jp）